

事例番号:380163

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 0 日

8:30 無痛分娩目的のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 0 日

9:15 無痛分娩のためオキシトシン注射液投与開始

13:50 頃- 胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈の頻発を認める

14:20 頃- 胎児心拍数陣痛図で頻脈、基線細変動減少を認める

14:30 頃- 胎児心拍数陣痛図で頻脈、基線細変動減少に加え軽度変動一過性徐脈または高度遅発一過性徐脈を認める

17:05 疼痛あり

17:20- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数 60-90 拍/分台の持続する徐脈、子宮収縮波形の消失を認める

17:42 胎児機能不全のため帝王切開にて児娩出、開腹時に腹腔内に児の手が出ていた

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 0 日

(2) 出生時体重:3300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.64、BE -28.1mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分2点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、胸骨圧迫

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後12日 頭部MRIで低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医3名

看護スタッフ:助産師4名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、子宮破裂に伴う子宮胎盤循環不全により胎児低酸素・酸血症をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 子宮破裂の原因は不明である。

(3) 子宮破裂の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠38週0日13時50分頃以降のどこかで切迫子宮破裂の状態となり、17時20分頃に子宮破裂に至った可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 無痛分娩目的のため入院としたこと、および入院時の対応(内診、分娩監視装置装着)は、いずれも一般的である。

(2) 無痛分娩について、書面を用いて説明し、同意を得たことは一般的である。

(3) 無痛分娩のため分娩誘発としたこと、および分娩誘発(オキシシン注射液投与)について書面を用いて説明し同意を得たことは、いずれも一般的である。

- (4) オキシシシ注射液の開始時投与量、投与中の分娩監視方法、および妊娠 38 週 0 日 13 時 45 分までの増量法は、いずれも一般的である。
- (5) 胎児心拍数陣痛図上、妊娠 38 週 0 日 14 時 30 分頃から頻脈、基線細変動の減少、軽度変動一過性徐脈または高度遅発一過性徐脈を認める状況で、オキシシシ注射液の投与を 72mL/時間のまま継続したことは選択肢のひとつであるが、その検討内容について診療録に記載がないことは、基準を満たしていない。また、15 時 30 分にオキシシシ注射液を 84mL/時間に増量したことも基準を満たしていない。
- (6) 上記(5)の胎児心拍数波形異常を 14 時 30 分頃から認める状況で、経過観察としたことは一般的ではない。
- (7) 胎児心拍数陣痛図上、妊娠 38 週 0 日 17 時 20 分頃から持続する徐脈(胎児心拍数 60-90 拍/分台)を認める状況で、胎児機能不全の診断で緊急帝王切開を決定したこと、また、その後の対応(帝王切開決定から 21 分後に児を娩出したこと)は、いずれも一般的である。
- (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管)は一般的である。
- (2) A 医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 子宮収縮薬(オキシシシ注射液)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2026」に則した使用方法が必要である。
- (2) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2026」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

わが国における子宮破裂の発生頻度や発生状況について全国的な調査を行い、子宮破裂の関連因子および発症予防法について検討することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。